

個人情報保護法について、同企画官・矢田晴之氏は「認定個人情報保護団体」について説明した。

「改正個人情報保護法」は6月5日、国会で可決成立し、同12日に公布された。監視カメラや顔認証システムや不審行動検知システムなどを利用する際には個人情報保護法の理解、プライバシーへの配慮が必須となった。

当日はセミナーに先立ち同協会が主催する「推奨顔認証システム認定制度」の認定授与式も行った。パナソニックシステムソリューションズジャパン（東京都中央区、片倉達夫社長）の「FacePRO」、Geovision（同江東区、戴光正社長）の「Ai-FR Server J」、グローリー（兵庫県姫路市、三和元純社長）の「来訪者検知システム」など4システムが審査に合格し、認定証が授与された。

改正個人情報保護法のセミナーを開催

J E A S

日本万引防止システム協会（JEAS、稻本義範会長）は7月17日、「改正個人情報保護法」の知識を深める目的で、セミナーを開催した。

セミナーは2部制で行われ、内閣府の外局である個人情報保護委員会事務局参事官・片岡秀実氏が「改正



推奨顔認証システムの認証授与式（JEAS提供）